

「LEC 澤井の『サブミナル・スーパー1000本ノック』判例難問対応」(RL13190/13191)から
第45回社労士試験【選択式】国年法 空欄Bが**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13190 p.17 / RL13190 p.32
<問47(正誤問題)>

被保険者又は**老齢基礎年金の受給権者**は、厚生労働大臣の承認を受け、その者についての保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する月前**10年**以内の期間であって、保険料を徴収権が**時効によって消滅**しているものに限る。)の各月につき、一定の額を加算した**後納保険料**を納付することができる。

(解答 → × **老齢基礎年金の受給権者**は後納保険料の納付を行うことができない。)

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。

本試験出題はこうでした!

第45回 社労士試験 問題
【選択式】 国民年金法 【空欄B】

平成24年10月1日から起算して を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者(国民年金法による を除く。)は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間(承認の日の属する月前 以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が しているものに限る。)の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料()を納付することができる。

(解答	<input type="text" value="A"/>	→	③3年
解答	<input type="text" value="B"/>	→	㉑老齢基礎年金の受給権者
解答	<input type="text" value="C"/>	→	⑥10年
解答	<input type="text" value="D"/>	→	⑪時効によって消滅
解答	<input type="text" value="E"/>	→	⑨後納保険料